

県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議の手引

平成 29 年 4 月

長野県環境部資源循環推進課

目 次

1	県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議について……………	2
2	県外産業廃棄物最終処分事前協議書協議書（様式第1号）……………	6
3	県外産業廃棄物最終処分変更届出書（様式第2号）……………	11
4	県外産業廃棄物最終処分事前協議変更協議書（様式第3号）……………	12
5	地域振興局管轄区域一覧表……………	17

県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議について

「県外産業廃棄物の最終処分における事前協議に関する指導要綱」に基づき、長野県外で発生した産業廃棄物を長野県内において最終処分する場合は、その旨をあらかじめ協議（事前協議）することが必要です。

事前協議は、以下の事項を十分にご理解の上、行ってください。

1 事前協議が必要な者

次のいずれかに該当する方は事前協議を行ってください。

- (1) 県外産業廃棄物の最終処分を長野県内の最終処分業者に委託して行おうとする県外事業者
- (2) 県外産業廃棄物の最終処分を長野県内において自ら（自社処分として）行おうとする県外事業者

(注)「県外事業者」・・・長野県外において、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者

なお、事前協議は、最終処分場ごとに行ってください（処分する最終処分場を変えるときは、新たに協議する必要があります）。

また、中間処理を行うために県内に産業廃棄物を搬入する県外事業者は、協議不要です。

2 事前協議の手続について

事前協議を行う場合には、県外産業廃棄物を県内に搬入する日の15日前までに、最終処分場ごとに次に掲げる事項について記載した県外産業廃棄物最終処分事前協議書（以下「協議書」という。）を提出してください。

【協議書に記載する事項】

- (1) 県外事業者の氏名又は名称及び住所（又は主たる事務所の所在地）、並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 排出事業場が工事現場以外の場合にあっては次の事項
 - ア 排出事業場の名称及び所在地
 - イ アの排出事業場から、県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量
- (3) 排出事業場が工事現場の場合にあっては次の事項
 - ア 排出事業場がある都道府県名
 - イ アの都道府県から排出され、県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量
- (4) 県内において最終処分を行おうとする期間（1年以内の期間としてください。）

- (5) 排出事業場における県外産業廃棄物の分別、減量化、資源化及び再利用の方法
- (6) 県外産業廃棄物の最終処分を行おうとする最終処分業者の氏名又は名称、及び住所（又は主たる事務所の所在地）、並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- (7) 県外産業廃棄物の最終処分を行おうとする最終処分場の所在地
- (8) 排出事業場における県外産業廃棄物の管理体制（管理責任者の職、氏名、連絡先）
- (9) 県内において最終処分を行おうとする理由

3 添付する書類

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 協議書を提出しようとする日の前 6 カ月以内に実施した当該県外産業廃棄物の分析証明書
 - ① 燃えがら、鉍さい、ばいじん及び処分するために処理したものにあっては、油分の含有量、有害物質の溶出試験の結果、熱しゃく減量の測定結果
 - ② 汚泥にあっては、油分の含有量、有害物質の溶出試験の結果、熱しゃく減量の測定結果、含水率の測定結果
- (2) 県外産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類（使用される薬品類がわかる製造工程図を添付すること。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 協議書の様式

協議書等の様式は、様式第 1 号及び様式第 1 号別紙になります。

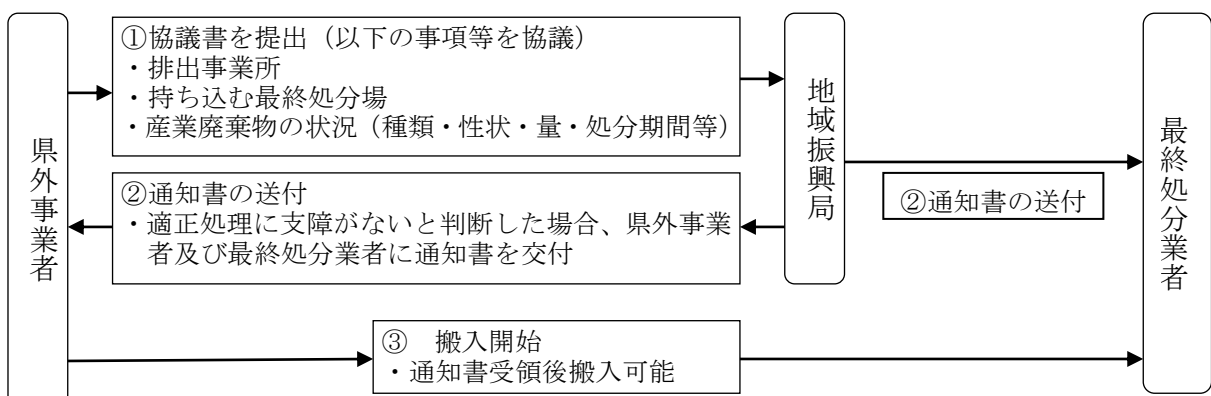
- ※ 1 排出事業場が複数ある場合には、それぞれの排出事業場（排出事業場が工事現場の場合は都道府県ごと）ごとに、様式第 1 号別紙を提出してください。
- ※ 2 建設廃棄物の場合、工事受注見込に基づく発生量を様式別紙に記載してください。

5 協議書の提出先

協議書等の提出先は、最終処分場の所在地を管轄する地域振興局です（詳細は別紙）。あらかじめ提出先の地域振興局と十分連絡をとりながら協議書等を作成の上、県外産業廃棄物を県内に搬入する日の 15 日前までに協議書 1 部を提出してください。

6 協議書の提出後の手続

図 事前協議の流れ



(1) 協議内容の指導等

提出いただいた協議書の審査を行い、県外産業廃棄物の分別、減量化、資源化及び再利用を適正に実施していない場合や改善指導等を受けている最終処分業者の最終処分場において最終処分を行おうとする場合など、必要がある場合には、地域振興局から協議内容の変更等を指導します。

(2) 通知書の交付

適正な最終処分を行う上で支障がないと認めたときに、地域振興局長から承認の通知書を交付します。承認の通知書は、協議をした県外事業者と搬入先となる最終処分業者双方に交付します。

この通知書の交付があるまでは長野県内の最終処分場へ搬入できません。

また、通知書には、有効期限（最長1年間）及び搬入にあたって必要な条件を付しますので、それを遵守してください。

7 留意事項

事前協議においては、次の点に留意してください。

- (1) たとえ、搬入を開始しようとする15日前までに協議書を提出していても、協議書類の不備や協議内容に指導すべき事項がある場合には、承認の通知書は交付できません。
- (2) 地域振興局長からの通知に記載された期限及び条件を遵守してください。
- (3) 県外産業廃棄物の搬入に係る帳簿を備え、5年間保存してください。また、地域振興局から帳簿の記載事項について報告を求められた場合は報告してください。

8 勧告及び公表

次の場合には、搬入の停止などの勧告を受けることがあります。

- (1) 協議をせず、又は協議内容を遵守していないとき。
- (2) 通知書に記載した期限又は条件に違反したとき。
- (3) 通知書の交付を受けずに県内で最終処分を行ったとき。

さらに、勧告に従わない場合には、勧告に従わない旨及び勧告内容が公表されます。

9 協議の内容及び地域振興局からの通知の内容を変更するときの手続

(1) 変更協議

次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容に係る書類を添付の上（表1参照）、県外産業廃棄物最終処分変更協議書（様式第3号及び様式第3号別紙）を提出してください。

適正な最終処分を行う上で支障がないと認めたときに、地域振興局長から承認の通

知書を交付します。承認の通知書は、協議をした県外事業者と搬入先となる最終処分業者双方に交付します。

この通知書の交付があるまでは長野県内の最終処分場へ原則搬入できません。

表 1 変更協議事項

変更事項	添付書類
1 県外産業廃棄物の種類及び性状	産業廃棄物の分析証明書 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類
2 最終処分を行おうとする期間	なし
3 廃棄物の分別、減量化、資源化及び再利用の方法	なし
(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。	

(2) 変更届

次の事項を変更したときは、変更後 30 日以内に、変更内容に係る書類を添付の上(表 2 参照)、県外産業廃棄物最終処分変更届(様式第 2 号)を提出してください。

表 2 変更届事項

変更事項	添付書類
1 県外事業者の氏名又は名称及び住所(又は主たる事務所の所在地)、並びに法人にあっては、その代表者の氏名	なし
2 排出事業場の名称及び所在地(排出事業場が工事現場の場合は、都道府県名)	なし
3 県外産業廃棄物の量	(当該変更の理由が発生工程の変更であるとき) 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類
4 排出事業場における県外産業廃棄物の管理体制	なし
(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。	

10 その他

御不明な点などがありましたら地域振興局環境課又は長野県庁環境部資源循環推進課へお問い合わせください。

様式第 1 号

県外産業廃棄物最終処分事前協議書

年 月 日

長野県 地域振興局長 様

協議者 住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

別紙のとおり、長野県の区域内で産業廃棄物の最終処分を行いたいので、県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱（平成 3 年長野県告示第 246 号）第 3 条の規定により協議します。

(添付書類)

- 1 産業廃棄物の分析証明書
- 2 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類（使用される薬品類がわかる製造工程図を添付すること。）

別紙（1） ※排出事業場が複数の場合には、排出事業場ごとに提出すること。

排出事業場	名 称					
	所在地					
排出事業場ごとの県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						
最終処分を行おうとする最終処分業者	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
	代表者の氏名					
	最終処分場の所在地					
	最終処分場の構造	安定型		管理型		
	許 可 番 号					

別紙（1）裏面

排出事業場における産業廃棄物の管理体制

- ・ 産業廃棄物管理責任者：職、氏名、連絡先

県内において最終処分を行おうとする理由

※排出事業場が工事現場の場合

別紙（２） ※排出事業場が複数の都道府県にある場合には、都道府県ごとに提出すること。

排出事業場がある都道府県名						
都道府県ごとに県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						
最終処分を行おうとする最終処分業者	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
	代表者の氏名					
	最終処分場の所在地					
	最終処分場の構造	安定型		管理型		
	許 可 番 号					

別紙（２）裏面

排出事業場における産業廃棄物の管理体制

- ・ 産業廃棄物管理責任者：職、氏名、連絡先

県内において最終処分を行おうとする理由

県外産業廃棄物最終処分事前協議変更届出書

年 月 日

長野県 地域振興局長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付 第 号で通知のあつた県外産業廃棄物の県内最終処分について、下記の通り変更したので、県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱（平成3年長野県告示第246号）第6条第1項の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

県外産業廃棄物最終処分変更協議書

年 月 日

長野県 地域振興局長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付 第 号で通知のあつた県外産業廃棄物の県内最終処分について、別紙のとおり変更したいので、県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱(平成3年長野県告示第246号)第6条第2項の規定により協議します。

(添付書類)

変更内容に係る書類のみ添付すること。

(注)

変更のない項目については、その旨を記載すること。

別紙（1）

1 変更後の状況

排出事業場	名 称					
	所在地					
県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						

2 変更する理由

--

別紙（1）裏面
3 変更前の状況

排出事業場	名 称					
	所在地					
県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						

別紙（2）

1 変更後の状況

排出事業場がある都道府県名						
都道府県ごとに県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						

2 変更する理由

--

別紙（２）裏面
 3 変更前の状況

排出事業場がある都道府県名						
都道府県ごとに県内において最終処分を行おうとする産業廃棄物	種 類					
	性 状					
	数 量 (t)	t	t	t	t	t
県内において最終処分を行おうとする期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
分別の方法（分別する場所、分別の手段、分別した産業廃棄物の種類、性状、量等を明らかにすること。）						
減量化の方法（減量化の手段、減量の程度等を明らかにすること。）						
資源化・再利用の方法（資源化・再利用のための手段、加工方法、用途等を明らかにすること。）						

(別紙)

地域振興局 管轄区域一覽表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境課	0267(63)3166	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡
上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田地域振興局 環境課	0268(25)7134	上田市 東御市 小県郡
諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪地域振興局 環境課	0266(57)2952	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境課	0265(76)6817	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
南信州	〒395-0034 飯田市追手町2-678 南信州地域振興局 環境課	0265(53)0434	飯田市 下伊那郡
木 曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾地域振興局 環境課	0264(25)2234	木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境課	0263(40)1956	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
北アルプス	〒398-8602 大町市大町1058-2 北アルプス地域振興局 環境課	0261(23)6563	大町市 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境課	026(234)9533	須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
北 信	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信地域振興局 環境課	0269(23)0202	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	